ケース2

南区

中里第二自治会

「災害時要援護者支援委員会」の日頃の活動で築く顔の見える関係

1 取組の全体像

中里第二自治会では、南区からの名簿提供（情報共有方式）を受け、災害時要援護者支援委員会で、要援護者の名簿づくり及び名簿の更新・管理を実施。要援護者の訪問・聞き取り調査は民生委員が毎年行い、名簿に反映している。名簿を活用した取組としては、近隣のサポーターによる日頃の声かけ活動のほか、要援護者の災害時避難を想定したリヤカーや車いすなどによる避難訓練、「いっとき避難場所サロン」の開催などを行っている。

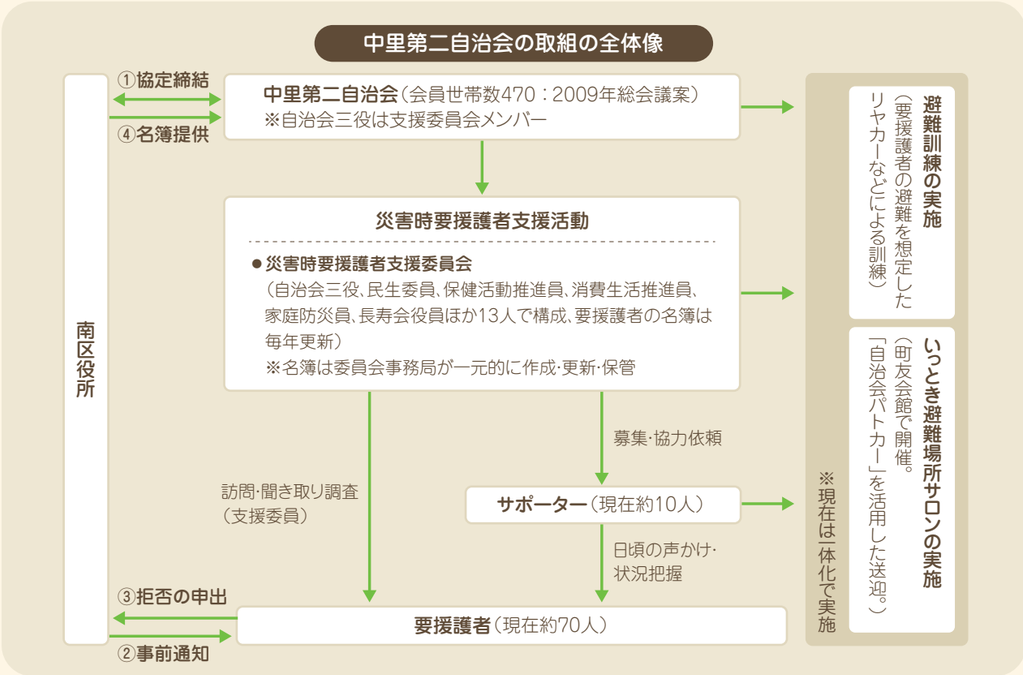

2 地域及び取組の概要

◆ 地域の概要

中里第二自治会は、弘明寺駅南側の徒歩圏にあり、港南区の上大岡駅からも歩ける位置に立地する。470世帯で、戸建て中心だが一部マンションもある。地形は平地部分と崖地・丘陵地がある。中里は、第一・第二・第三自治会がもともと1つの町会だったため、3つの自治会が一緒になって「中里町友会館」を運営している。

◆ 取組のきっかけ

中里第二自治会では、2008年の中国・四川大地震の大災害を身近なことと捉え、大規模災害が起こっても、普段から近所づきあいを深めることで助け合いができるまちづくりが必要と考えていた。

その後、横浜市が要援護者支援の取組を始めると聞いて、早めに協定を結び検討を開始し、2011年2月に災害時要援護者支援委員会を立ち上げた。しかし要援護者支援の名簿をつくっても、それをどのように活かすか見当がつかない状況だった。

しかしちょうどその時、東日本大震災が起こった。中里第二自治会の区域でも計画停電などがあり真っ暗になったため、自治会が所有しているパトカーで見回ったり掲示板に情報を掲示している中で、困っているのは要援護者に限らないこと、住民に安心してもらうためには皆が親しくなることが大事だと実感した。そこで、名簿づくりを活用した活動も、基本は、困っている人と隣近所・自治会をつなぐネットワークづくりであるという取組のイメージができた。

3 名簿に関する内容

◆ 支援委員会とサポーター

2011年2月に立ち上げた災害時要援護者支援委員会のメンバーは、自治会三役、民生委員、保健活動推進員、消費生活推進員、家庭防災員、長寿会役員などから選任され、当初11人でスタートした。その後名簿登録者が増えたため、メンバーを増やして現在は13人となっている。平均すると委員一人あたり要援護者5～6人を受け持っていることになる。

支援委員会は、ほぼ月1回、事務局会議と支援委員会を交互に開催し、対象者名簿の整理、要援護者の状況についての情報共有、地域で起きている対象者に関わる状況の情報交換、「いっとき避難場所サロン」などに取り組んでいる。

日頃の見守り活動は、支援委員だけではできないため、サポーターを募集している。サポーターは現在10人ほどで、支援対象者に対する日頃の声かけ活動、支援対象者の状況把握、防災講習会や防災訓練への参加などをお願いしている。サポーターは、要援護者の近隣の人であり、名簿を提供しなくても要援護者が誰で、どういう状況かわかっている。

◆ 手上げ方式と情報共有方式の併用

災害時要援護者支援は、大災害が発生した時、素早く自力で避難や行動ができにくい方をサポートすることだと考え、お年寄りで体の不自由な方、障害のある方、乳幼児のいる方、外国人で言葉が不自由な方などを想定して取組を開始した。

活動初年度（2013年）は手上げ方式で自治会独自に希望者を募り名簿化した。その時は20人程度だったが、その後南区から名簿提供を受けるようになった。その名簿に加えて、日頃から気になる人に声かけをしたり、民生委員が訪問する際に自治会活動の紹介をして、希望する方をリストアップした結果、現在は70人程度になっている。

名簿は毎年更新しており、累積では100人を超える。毎年名簿を確認し、希望者を委員会のメンバーが訪問し、聞き取り調査をしている。中には担当支援委員が新規対象者を初めて訪問した際に、支援を辞退するケースもある。その場合は本人・家族の意思を尊重し、しばらく様子を見て、地域行事は案内するが、その後も支援を受け付ける意思がなければ名簿から外す、という手続きをとっている。

名簿は、支援委員会の報告に基づいて委員会事務局が一元的に作成・更新を行い、保管管理するとともに、最低限の情報を掲載した簡易名簿を委員会での検討に活用している。

4 名簿活用に関する内容

◆ 避難訓練

中里第二自治会の区域は、平地の部分と崖地が多い丘陵地とからなっており、要援護者は両方の地域に居住する。自由に歩けない要援護者の避難を想定して、支援委員やサポーターがリヤカーや車いすに乗った訓練を発足当初から2回実施した。

南小学校から広域避難場所まで点検しながら坂道を歩いたが、実際にやってみると運ぶのに４～５人かかってもすごく大変だということがわかった。2回目には要援護者の家族の方の参加もあった。

◆ いっとき避難場所サロン

要援護者は、一人暮らしではない方でも、その多くが日中は独居状態で引きこもりがちになっているのではないかと想定され、そういう方は避難訓練にも出てこないので、どのように関係づくりをしたらよいかが課題だと考えていた。

その解消策として、自治会が保有する「場所」（2015年3月に建て替えた町友会館）と「送迎手段」（自治会パトカー）を活かして、サロンを開いて何気ない茶話会を開いて誘ったらどうかという構想が生まれた。

その第1回として、2017年11月に「いっとき避難場所サロン」を初めて開催した。要援護者をはじめ、支援委員、サポーター、南警察署員、区役所担当職員など30人ほどの参加者があり、「今後もぜひ継続を！」と期待の声もよせられて、最初は年1回だったが、その後年2回開催するようになっている。できるだけサロンに来て話をして、自分のことを覚えてもらうように誘っている。車いすで来る方もおり、体調などに応じて自治会パトカーで迎えに行く場合もある。

2018年度には、「災害時に役立つかんたんおかず作り」をテーマにした懇談会と、「暮らしの安全安心」と題した消費生活推進員のグループによる寸劇と経験談の交流（防犯の知恵）の2回が開催された。これらは、町友会館に来ること自体を避難訓練と見立て、支援対象者の孤立化を防ぐ取組と考えている。

そのほか、毎年実施している会員参加方式の新年の集いに参加を呼びかけている。こうした取組の結果、要援護者及び家族の自治会行事への参加も少しずつ進んでいる。

◆ 「隣近所の助け合い」を第一に

この仕組を作る中で、要援護者の方に常に言っているのは、「優先的に対応できるとは限らない」「要援護者は助けてもらうだけの人ではない。もしかしたら災害時には支援者が倒れてしまうかもしれない。その時には、まわりに声かけをしてほしい。」ということだ。「普段馴染みない人は声かけしづらいので日頃から自分のことを知ってもらうことが重要だ」ということも話している。

要援護者の中には在宅医療を受けている人もあり、避難訓練には自分で参加できない方が多いが、家族の方に来てもらっている。

◆ 今後の課題：風水害への対応

2019年の台風19号の時に、町友会館に避難したいという人がいた。その時は、大岡川は大雨で護岸ぎりぎりまで水位があがったが幸い浸水はなかった。しかし以前は南小学校の体育館も床上浸水したことがあり、今後は分水路がうまく働かないと水害が発生する恐れもある。「台風15号では瓦が飛んだ家もあり、今回の台風で、風水害の一定のシミュレーションができた。今後は地域も行政も風水害対策を考える必要がある」という。地域防災拠点である南小に行くまでのつなぎとして、町友会館をいっとき避難場所にするとなると毛布や飲み物も必要になる。地域防災拠点自体、体育館には100人程度しか収容できないことも課題になっている。

災害時要援護者支援活動基本イメージ

サポーター協力のお願い

中里第二自治会・災害時要援護者支援委員会

"サポーター" ご協力のお願い！

「災害への備えを日ごろから…」を合言葉に、安全な避難に困る方への見守りや声かけを担当し、安心で安全な生活への手助けをしてみませんか。

【自治会員の皆さん へ！ ⇨ こんな役割へのご協力をお願いします】

1. 日ごろの声かけ活動
   顔を合わせた際、「お元気ですか？」とあいさつを交わして様子を尋ねます。
   それが買い物の行き帰りで、通りがかりのときでも構いません。

2. 状況の把握
   支援委員会の担当委員と連絡を取り合いながら、支援対象者の状況を確かめます。

3. 講習・訓練に参加
   支援委員会をとおして、行政機関などが呼びかける防災講演会や自主防災訓練などに参加し、日ごろから防災・減災に心がけます。

4. プライバシーに配慮する
   "サポーター"は、役割の関係から手助けを希望する方のプライバシーに触れる機・会があるため、個人情報を守るよう努めていただきます。

5. 情報交換を密にして
   手助けを希望する方の「転居」や「施設入所」その他生活上の変化が確認された場合は、担当の支援員に報告・相談していただきます。

活動の要点

大規模災害が発生した時、まずはじめに自分と家族の身の安全や安否を確認し安全な避難を優先してから、担当支援員と連絡を取り合い、支援希望者への対応に入ります。

中里第二自治会・災害時要援護者支援委員会

委員長　○○ ○○
事務局　○○ ○○
〃　○○ ○○
〃　○○ ○○

港南区

ケース3

野庭団地第9住宅自治会

「サポート9」を中心にフロアー内で情報を共有する仕組み

1 取組の全体像

当自治会は、片廊下式の集合住宅の特性を活かし、フロアー内での要援護者情報を共有化して、いざという際の助け合いを促す仕組みである。この団地は4棟からなるので各棟2名ずつ8名（民生委員を含む）の情報取扱者と自治会長（情報管理者）を合わせたメンバーからなる「サポート９」を中心に、要援護者の把握、月1回の現況確認を繰り返す密な仕組みである。本人の了解をとったうえでの情報共有が要となっており、フロアー内での助け合いを実施できるのが大きな特徴である。

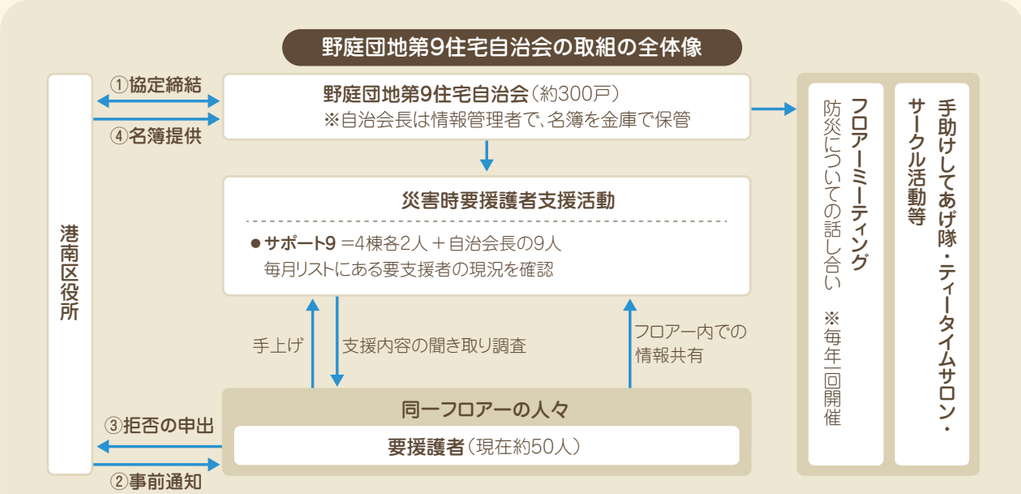

※ サポート9では同一フロアーでの自発的な手上げの意思を尊重することを大事にして取り組んでいる。